

## 組合員と家族にとって最も大切な「団体交渉権」を含めた 「労使間の取り扱いに関する協約」を締結！

ジェイアールバス関東労働組合は10月9日に発出した見解にも示した「労使間の取り扱いに関する協約」（経営協議会委員及び団体交渉員の削減）について、8月29日会社からの提案以降およそ2ヶ月に渡り厳しい議論を積み重ねた結果、本日11月1日の団体交渉において2027年9月末日までの締結（11月5日付）の判断をおこないました。

### 締結の前提として

- ① 会社が示した提案内容を修正すること。
  - ② これまでの交渉経過を議事録確認で締結して「組合員や家族にとって最も大切な団体交渉」を重視・尊重すること等を確認する。
- この2点を確認して向こう約3年間の協約を締結しました。

【概要】	現行	当初改正案 (8/29)	改正案 (10/18)	改正案 (11/1)
経営協議会	会社側、組合側各 5 名以内とし、それぞれ同数	(1) 組合員数 500 人以下の場合 3 名以内 (2) 組合員数 500 人を超え 1000 人以下の場合 5 名以内 (3) 組合員 1000 人を超える場合は 7 名以内	(1) 組合員数が 1000 人以下の場合 5 名以内 (2) 組合員数が 1000 人を超える場合は 7 名以内 ※現に出席できる数は 8/29 提案の数	(1) 組合員数が 1000 人以下の場合 5 名以内 (2) 組合員数が 1000 人を超える場合は 7 名以内 ※現に出席できる数は 8/29 提案の数 ※ただし、会社側、組合側があらかじめ合意した場合はこの限りではない。
団体交渉	会社側、組合側各 7 名以内とし、それぞれ同数	(1) 組合員数 500 人以下の場合 4 名以内 (2) 組合員数 500 人を超え 1000 人以下の場合 7 名以内 (3) 組合員 1000 人を超え、2000 人以下の場合 10 名以内	(1) 組合員数が 1000 人以下の場合 7 名以内 (2) 組合員数が 1000 人を超える場合は 10 名以内 ※現に出席できる数は 8/29 提案の数	(1) 組合員数が 1000 人以下の場合 7 名以内 (2) 組合員数が 1000 人を超える場合は 10 名以内 ※現に出席できる数は 8/29 提案の数 ※ただし、会社側、組合側があらかじめ合意した場合はこの限りではない。

全組合員で労働協約の大切さを改めて学び、成果と課題を鮮明にしたバス関東労組「秋闘」に集中しよう！